

お問い合わせ

学校法人東海大学 基金・寄付金担当

TEL:03-3467-2211 FAX:03-3485-4940

E-mail:bokin@tokai.ac.jp

提携信託銀行でもご相談を承っております



三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託銀行の相続関連情報サイト

相続のいろは ▶

[https://www.tr.mufg.jp/shisan/souzoku\\_iroha/index.html](https://www.tr.mufg.jp/shisan/souzoku_iroha/index.html)




三菱UFJ信託銀行へのご相談の  
ご予約はこちら ▶

<https://www.tr.mufg.jp/seminar/>



# 学校法人東海大学への 遺言による寄付を ご検討の方へ

三菱UFJ信託銀行の遺贈サポートのご案内

 **MUFG** 三菱UFJ信託銀行



# 「遺言による寄付」のご相談は、三菱UFJ信託銀行へ

## 思いを託す遺贈寄付

### 「遺贈寄付」は人生最後の社会貢献といわれています。

個人が亡くなったとき、遺言によって、財産の全部または一部を法定相続人以外の第三者（公益法人、NPO法人、学校法人等）に無償で譲渡することを「遺贈寄付」といいます。  
また、法人へ遺贈した財産は原則、相続税の課税対象にはなりません。

独り身で財産を引き継ぐ人がいないので、生前に関わってきたボランティア団体に寄付したい



遺産は家族に相続するだけでなく、社会や地域に寄付して、今までお世話になった恩返しをしたい。



### 20%の人が「遺贈寄付」に関心を持っています。

遺贈寄付について、60歳以上の男女の21%が相続財産の一部を寄付することに興味があるという調査結果(\*)があります。しかしながら、遺贈寄付の意思のある人のうち、実際に遺言を作成している人は3%にとどまります。人生の集大成として社会貢献をしたいと考える方がこれだけいる反面、実行できている人は少ないのです。この「思い」と「実現」のギャップはどうして生まれるのでしょうか？右記のようなお悩みが考えられます。

(\*)出典：日本財団(2021年)

遺贈寄付をしたいが、そのための遺言書作成について相談できる先がほしい。



どこの団体に寄付すればよいかわからない。こういった寄付先があるか教えてほしい。



### 遺言信託で「遺贈寄付」の実現をお手伝いします。

当社は「遺言による寄付制度」の提携を行っています。公益法人、NPO法人、学校法人など(以下、団体)と当社が提携し、当該団体などへの遺贈寄付をご希望される方を、当該団体などから当社へご紹介いただき、当社が、遺言信託の機能をご提供して遺贈寄付実現のお手伝いをさせていただきます。

※提携していない団体についても、寄付のご相談を承ることができません



(\*)2021年2月現在

## 「遺言による寄付」の流れ



#### 1 ご相談・遺贈のお申し出

当社の提携先へ遺贈による寄付をお考えの方は提携先に相談・遺贈の申し入れを行ってください。最寄りの当社本支店に直接ご相談いただくことも可能です。

#### 2 ご相談窓口のご紹介

財務コンサルタント等専門のスタッフがご相談をお受けします。  
※ご相談は無料です。

#### 3 遺言作成に関するコンサルティング

当社がご家族のみなさまの状況や、お客さまの財産内容・財産承継についてのお考えをお伺いし、遺贈を含む遺言書作成のご相談をお受けします。

#### 4 遺言書の作成

公証役場にて公正証書遺言を作成いただけます。  
なお、遺言書において当社を遺言執行者としてご指定いただけます。



#### 5 遺言書の保管・管理

当社が公正証書遺言をお預かりします。保管期間中は、財産状況や遺言内容に変更がないかどうかを定期的にご照会させていただきます。

#### 6 遺言の執行

ご逝去の通知があり次第、当社が遺言を執行します。この執行手続きの過程で提携先への遺贈が実現します。

※当社所定の遺言信託取扱手数料、執行完了時に遺言執行報酬を申し受けます。税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等、公証役場費用等の諸費用が別途かかります。詳しくは三菱UFJ信託銀行のホームページをご確認ください。

※信託銀行がお引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産の処分・相続に関するものに限られています。遺言執行対象となる財産については、遺言の内容にしたがって三菱UFJ信託銀行が執行できる範囲に限らせていただきます。遺言の内容によってはお引き受けできない場合もありますのでご相談ください。



# 「遺言信託」で、想いをカタチにしたいあなたをサポート

## STEP 1 財産の分割案の作成

財産の分割案とは、所有財産を一覧化して、各財産の概算評価額を記載し、ご相続人毎の財産配分を表にまとめてまとめたものです。各財産を相続する際に発生する相続税(概算)や、遺留分などを踏まえて検討することで、財産に関する様々な課題を解決することができます。

種類	明細	利用区分/面積/数量	執行形態	概算財産額	配偶者様	ご長男様	ご長女様
土地(自宅)	〇〇市〇〇区〇〇1丁目1番1地(持分)100.00%	自用 300.00㎡	〇	45,000	22,500	11,250	11,250
建物(自宅)	〇〇市〇〇区〇〇1丁目1番1地(持分)100.00%	居宅 360.00㎡	〇	8,000	4,000	2,000	2,000
土地(アパート)	〇〇市〇〇区〇〇3丁目3番1地(持分)100.00%	賃貸用地 330.00㎡	〇	44,000	22,000	11,000	11,000
建物(アパート)	〇〇市〇〇区〇〇3丁目3番1地(持分)100.00%	賃貸 420.00㎡	〇	13,000	6,500	3,250	3,250
土地(駐車場)	〇〇市〇〇区〇〇1丁目1番3地(持分)100.00%	自用 240.00㎡	〇	40,000	20,000	10,000	10,000
土地(駐車場)	〇〇市〇〇区〇〇2丁目2番1地(持分)100.00%	賃貸地 90.00㎡	〇	4,000	2,000	1,000	1,000
上場株式	三菱UFJモルガン・スタンレー証券		〇	15,000	7,500	3,750	3,750
有価証券	〇〇証券		〇	5,000	2,500	1,250	1,250
預貯金	三菱UFJ銀行 〇〇支店 その他預金		〇	10,000	5,000	2,500	2,500
預貯金	三菱UFJ銀行 〇〇支店 普通預金		〇	30,000	15,000	7,500	7,500
預貯金	〇〇銀行 〇〇支店 普通預金		〇	10,000	5,000	2,500	2,500
預貯金	〇〇銀行 〇〇支店 その他預金		〇	5,000	2,500	1,250	1,250
預貯金	ゆうちょ銀行 貯金		〇	5,000	2,500	1,250	1,250
預貯金	××信用金庫 〇〇支店 その他預金		〇	5,000	2,500	1,250	1,250
終身保険	〇〇生命		〇	5,000	2,500	1,250	1,250
代償金・負担金				0	0	0	0
贈与財産				0	0	0	0
債権財産合計				244,000	122,000	61,000	61,000
債務	〇〇銀行 〇〇支店			-30,000	-15,000	-7,500	-7,500
債務	教員・保証金及借付債務			-1,000	-500	-250	-250
債権財産合計				-31,000	-15,500	-7,750	-7,750
資産合計				213,000	106,500	53,250	53,250
遺留分財産額				106,500	53,250	26,625	26,625
(遺留分割合)				50.00%	25.00%	12.50%	12.50%
遺留分財産額(生命保険金、退職金を含まず)				104,000	52,000	26,000	26,000
(遺留分割合 生命保険金、退職金を含まず)				50.00%	25.00%	12.50%	12.50%
生命保険金非課税金額				-5,000	-2,500	-1,250	-1,250
退職金非課税金額				0	0	0	0
小規模宅地等の特別減額金額	(概算の為、計算しておりません)			0	0	0	0
寄付				0	0	0	0
課税債務合計(千円未満切り捨て)				209,000	104,000	52,000	52,000
(税率)				40.00%	40.00%	25.00%	25.00%

※作成する財産目録は自筆証書遺言に添付するためのものではありません。

不動産

預貯金

保険

株式

有価証券



## 遺言による寄付の留意点

① 相続人の遺留分(民法で保障する最低限度の相続分)を侵害する内容の遺言には注意が必要です。

② 包括遺贈の場合は、債務も承継することになるので注意が必要です

特定遺贈

「金1,000万円を遺贈する」というように、ある特定の財産を定めて遺贈する方法。受遺者(団体)も受け入れやすい形式です。

包括遺贈

全財産を遺贈する、あるいは全財産のうち割合を定めて遺贈する方法。受遺者(団体)は、相続人と同一の権利義務を有するため、積極財産のみならず消極財産(借金や連帯保証債務など)も承継します。

③ 不動産や株式などの現物の遺贈をする場合は、みなし譲渡課税が生じる場合があります。

みなし譲渡課税

不動産や株式に含み益がある場合は、譲渡所得税の申告をする必要があります。特定遺贈の場合には、実際に当該不動産を取得していなくても、相続人がみなし譲渡に係る税額を承継することになるため注意が必要です。

## STEP 2 遺言書の作成

① 遺言で、財産の分け方の指定ができます。

- 遺言の最大の特徴は、自分の意思どおりに財産の分割を指定し、法定相続分に優先して分割を実現できることです。
- 財産の分割を指定することで、大切なご家族の「争族」を防止できます。ただし、遺留分(民法が保障する最低限度の相続分)を侵害しない配慮は必要です。
- 遺言で、相続人以外の人や団体等に遺贈ができます。

② 遺言に、自分の考えや感謝の気持ちを残すことができます。

遺言は、遺産分割の指定だけでなく、「付言事項」でご家族や大切な人にメッセージや感謝の気持ちなどを記載することができます。

③ 公正証書遺言は、内容が明確で安全確実に遺産の分割ができます。

一般に多く使われる方式として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありますが、相続時のトラブルを防ぎ、遺言の内容を確実に実現するために「公正証書遺言」をおすすめします。

遺言者は、相続開始時に有する次の財産を、公益財団法人〇〇(会長〇〇住所〇〇)に遺贈する。

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により証人△△△△及び証人□□□□の立会をもって、次の遺言の口述を筆記し、この証書を作成する。

記

第1条

遺言者は、相続開始時に有する次の財産を、公益財団法人〇〇(会長〇〇住所〇〇)に遺贈する。

1 金融資産

(1) 三菱UFJ信託銀行(本店)

(2) 〇〇銀行(〇〇支店)

～中略～

第6条

遺言者は、この遺言(ただし、債務の承継を除く)の実現のために、遺言執行者として次の者を指定する。なお、遺言執行者は必要と認めるときは第三者にその任務を行わせることができる。

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

公正証書遺言のイメージ

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

証人 □□□□

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

前記遺言者および証人に読みかされたところ各自筆記の正確なことを承認し、下にそれぞれ署名捺印する。

〇〇 〇〇 (印)

△△ △△ (印)

□□ □□ (印)

この証書は民法第九六九条第一号乃至第四号の方式により作成し、同条第五号にもとづき本職下に署名捺印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇地方方法務局所属

公証人 〇〇〇〇 (印)

(付言事項)

皆さんのおかげで、本当に有意義な人生を送ることができました。

～中略～

本当にお世話になりました。ありがとう。

皆さんのおかげで、本当に有意義な人生を送ることができました。私は、〇〇財団の会員として世界の恵まれない子どもたちのために支援してきました。私亡き後、遺産の一部を同団体に寄付することにしました。私の遺志を尊重してもらえると信じています。



# 必要な相続対策は人それぞれ。

三菱UFJ信託銀行は、きめ細かいラインナップでお応えしています。

親が他界したが  
相続手続きが大変で  
困っている…



手続きに不慣れな方や、  
時間に余裕のない方に  
代わって相続手続きをお手伝い!

三菱UFJ信託銀行の

遺産整理業務  
わかち愛

孫へ教育資金を  
生前贈与したい…



非課税で1,500万円までの  
教育資金の贈与をお手伝い!

三菱UFJ信託銀行の

教育資金贈与信託  
まごよろこび

暦年贈与を  
したいが面倒…



非課税で年間110万円までの  
贈与手続きをお手伝い!

三菱UFJ信託銀行の

暦年贈与信託  
おくるしあわせ

私の亡き後、  
妻のその後の暮らしが  
心配…



残されたパートナーの  
生きがいや楽しみを保つために、  
自由にお金を使い続けられる口座をご用意!

三菱UFJ信託銀行の

代理出金口座付遺言信託  
つづくほほえみ

有休不動産があるので  
相談に乗ってほしい…



相続や資産承継に関する豊富な経験で、  
最適な不動産サービスをご提案!

三菱UFJ信託銀行の

不動産売買の  
仲介・有効活用等

認知症になったら  
どうしよう…



認知症になったとしても、自分らしく  
お金を使い続けられる口座をご用意!

三菱UFJ信託銀行の

代理出金機能付信託  
つかえて安心

葬儀代をすぐに  
支払わないと…



万が一の時、家族が必要なお金を  
すぐに引き出せる口座をご用意!

三菱UFJ信託銀行の

相続型信託  
ずっと安心

子どもに大金を渡して  
使ってしまうのか  
心配…



支払い方法や期間を設定することで、  
残された家族の財産管理をサポート!

三菱UFJ信託銀行の

特約付き金銭信託  
パーソナルトラスト

【ご留意事項】 具体的な手数料金額については、お申し込み時にご確認ください。

※商品ごとに所定の手数料・信託報酬等がかかります。くわしくは三菱UFJ信託銀行のホームページをご確認ください。

※不動産取引が成立した際に仲介手数料がかかります。ご相談いただいた内容により、三菱UFJ信託銀行または三菱UFJ不動産販売にて対応させていただきます。

※本パンフレットは2021年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性があります。